

令和 4 年度  
第 1 回鳥取市公共事業再評価委員会

議事(1) 公共事業再評価の概要

- ・ 公共事業再評価の概要 . . . P 1 ~ 2
  
- ・ 鳥取市公共事業再評価委員会実施要綱 . . . P 3 ~ 4
- ・ 鳥取市公共事業再評価委員会設置要領 . . . P 5
- ・ 鳥取市公共事業再評価委員会運営要領 . . . P 6

## 鳥取市公共事業の再評価について

### ●目的

鳥取市が実施する公共事業のうち、一定の要件に該当する事業について再評価を行い、必要な見直しを行うとともに、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図る。

### ●再評価の対象事業（実施要綱第2条）

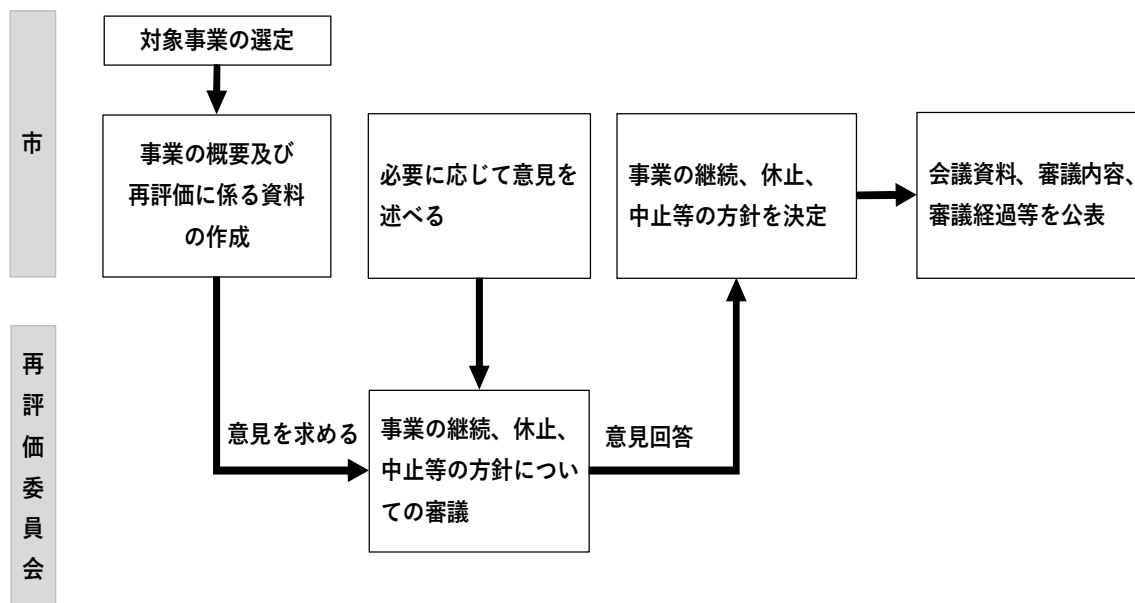
国土交通省所管の国庫補助事業の場合

- 1) 事業採択後、一定期間（5年間）が経過した時点で未着工の事業
- 2) 事業採択後、長期間（5年間）経過した時点で継続中の事業で、進捗状況、社会情勢等から再評価が必要であると判断される事業
- 3) 事業採択後10年を経過している継続中の事業
- 4) 事業採択前の計画段階で5年を経過している事業
- 5) 再評価の実施後さらに5年を経過した事業
- 6) 前号に掲げるもののほか、社会情勢の変化等により市長が必要と認める事業

### ●再評価の方法等

再評価は、事業の進捗状況や社会経済情勢の変化等の視点に立って、国土交通省が策定した評価手法等に準拠して行う。（※2ページ 参照）

### ●再評価の流れ



## 再評価の視点と対応方針決定の考え方

### ●再評価の視点

#### ①事業の必要性等に関する視点

- 1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化  
事業採択の際の前提となっている需要の見込みや地元情勢の変化等
- 2) 事業の投資効果  
事業の投資効果やその変化
- 3) 事業の進捗状況  
再評価を実施する事業の進捗率、残事業の内容等

#### ②事業の進捗の見込みの視点

事業の実施のめど、進捗の見通し等

#### ③コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

新工法の採用等による新たなコスト縮減や事業手法、施設規模等の見直しの可能性

### ●対応方針決定の考え方

(○：継続が妥当と判断できる， ×：継続が妥当と判断できない)

再評価の視点			対応方針
①事業の必要性等に関する視点	②事業進捗の見込み	③コスト縮減や代替案立案等の可能性	
○	○	事業の見直しを図る必要がない	事業を継続
①と②のいずれか又は両方が×		事業手法、施設規模等の見直しにより、①と②の視点による再評価が○の場合	事業を見直した上で継続
○	○	事業手法、施設規模等の見直しにより、事業の効率化が図られる場合	
①と②のいずれか又は両方が×		事業手法、施設規模等の見直しを実施しても×の場合	事業を中止

## 鳥取市公共事業再評価実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、農林水産省及び国土交通省が所管する国庫補助事業について、市が実施する再評価に関して必要な事項を定めることにより、公共事業の効率的かつ経済的な執行を図ることを目的とする。

(再評価の対象とする事業)

第2条 再評価の対象事業（以下「対象事業」という。）は、以下の各号のいずれかに該当するもので、市が事業主体となるものとする。

(1) 別表に掲げる事業

(2) 前号に掲げるもののほか、社会情勢の変化等により市長が必要と認める事業  
(公共事業再評価委員会の設置)

第3条 市長は、前条の対象事業の再評価にあたって第三者の意見を求めるため、学識経験を有する者等から構成される「鳥取市公共事業再評価委員会」（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

(公共事業再評価委員会の役割)

第4条 委員会は、市長から意見を求められた対象事業について審議するものとする。

2 前項の審議は、継続、休止、中止等の方針について行うものとする。この場合において、市長は必要に応じて意見を述べるができるものとする。

3 委員会は、第1項の審議結果を市長に回答するものとする。

(資料の提出)

第5条 市長は、前条第1項の意見を求めようとするときは、事業の概要及び評価に必要な資料を提出しなければならない。

(公共事業再評価委員会の意見の尊重)

第6条 市長は、第4条第3項の回答があったときはできる限りこれを尊重するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めのない事項は、「国営土地改良事業等再評価実施要領（平成10年5月7日付中国四国農政局長通知）」、「直轄海岸保全施設整備事業再評価実施要領（平成10年4月1日付中国四国農政局長通知）」、「林野公共事業の事業評価実施要領（平成12年3月13日付林野庁長官通知）」、「水産関係公共事業の再評価実施要領（平成13年5月25日付水産庁長官通知）」、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領（平成13年7月6日付事務次官通知）」に準ずるものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成10年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年12月15日から施行する。

別表（第2条関係）

所管省庁	区 分	事 業 状 況
農 林 水産省	土地改良事業等	1 事業採択後5年を経過している継続中の事業 2 再評価の実施後さらに5年を経過した事業
	海岸事業	1 事業採択後5年を経過した後も未着工の事業 2 事業採択後10年を経過している継続中の事業 3 再評価の実施後さらに5年を経過した事業
	林野公共事業	1 事業採択後5年を経過している継続中の事業 2 再評価の実施後さらに5年を経過した事業
	水産関係公共事業	1 水産基盤整備事業 (1) 事業採択後5年を経過している継続中の事業 (2) 再評価の実施後さらに5年を経過した事業  2 漁港海岸事業 (1) 事業採択後5年を経過した後も未着工の事業 (2) 事業採択後10年を経過している継続中の事業 (3) 再評価の実施後さらに5年を経過した事業
国 土 交通省	管理に係る事業等を除くすべての事業	1 事業採択後5年を経過した後も未着工の事業 2 事業採択後5年を経過している継続中の事業であつて、進捗状況、社会情勢等から再評価が必要であると判断される事業 3 事業採択後10年を経過している継続中の事業 4 事業採択前の計画段階で5年を経過している事業 5 再評価の実施後さらに5年を経過した事業

## 鳥取市公共事業再評価委員会設置要領

### (設置)

第1条 鳥取市公共事業再評価実施要綱第3条の規定に基づき、第三者の意見を求めるため、鳥取市公共事業再評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、市長から意見を求められた再評価の対象事業について、審議し、その結果を市長に回答する。

### (組織)

第3条 委員会は、10人以内で組織する。

### (委員)

第4条 委員は、公共事業の再評価に関し専門的な知識を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市整備部都市企画課において処理する。

### (その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は委員会が別に定める。

### 附 則

この要領は、平成10年11月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成15年12月15日から施行する。

## 鳥取市公共事業再評価委員会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、鳥取市公共事業再評価委員会設置要領第7条の規定に基づき、鳥取市公共事業再評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(招集)

第2条 委員会の会議は、委員長が必要と認めるときに招集する。

2 前項の招集は、開会の日の少なくとも7日前までに、会議の日時、場所及び審議事項等を記載した書面により通知しなければならない。ただし、急施を要する場合はこの限りでない。

(議事)

第3条 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(委員の代理出席)

第4条 委員は、会議の出席について、他の者をもって代理人とすることができない。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(議長)

第6条 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(会議の公開)

第7条 会議は、非公開とする。ただし、会議において公開とすることを決議した場合は、この限りでない。

(会議資料の公表)

第8条 会議で用いた資料、審議内容、審議経過等は、原則として公表するものとする。

2 公表は、原則として一連の審議が終了後行うものとする。

(会議録)

第9条 会議の開催日時、出席者及び会議の概要は、会議録に記録するものとする。

2 前項の会議録には、議長及び議長の指名する2名の委員が署名押印しなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成10年11月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年12月15日から施行する。